



浄化槽の維持管理のお願い

問合せ／環境衛生課 (979-8112)

浄化槽の維持管理は浄化槽法で定められています。浄化槽を使用しているお宅では、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査を必ず行ってください。

○保守点検

浄化槽の機能を保つための点検、調整、それに伴う修理（年3回以上。機種によって異なる）詳細は保守点検契約している業者にお問い合わせください。保守点検業者は東部健康福祉センター生活環境課へお問い合わせください。

○清掃

浄化槽機能を回復させるために行う清掃（年1回。全ばっ気方式は半年に1回以上）詳細は（有）朋栄（町許可業者）へお問い合わせください。

○法定検査

保守点検や清掃の実施状況、浄化槽機能を確認するための検査（年1回）詳細は静岡県生活科学検査センター（県指定検査機関）へお問い合わせください。

問合せ／環境衛生課 (979-8112)

東部健康福祉センター生活環境課 (920-2135)

（有）朋栄 (978-7720)

静岡県生活科学検査センター (054-621-5030)



スマホへ広報かなみが 配信されます

問合せ／企画財政課 (979-8101)

QRコードを読み取り後、アプリをダウンロード、お住まいの地域を「函南町」に設定すると広報かなみなどがスマホへ配信されます。



広報紙をスマホへ配信します。
QRコードを読み取ってご利用ください。



愛犬家の皆さんへ 飼い犬を迷子にしないように

問合せ／環境衛生課 (979-8112)



○犬がいなくなったら

- ・すぐに探す。
- ・環境衛生課、警察署、保健所に連絡する。
- ・県ホームページで保護された犬を公開しているので「迷い犬」と検索する。

○迷子に備えて

- ・鑑札や注射済票の装着（狂犬病予防法で鑑札や注射済票の装着が義務付けられています）または、動物病院などでマイクロチップの埋め込みを行いましょう。
- ・リードや首輪の定期的な点検を行いましょう。
- ・リードなしでの散歩はさせない。散歩中にリードを離さないようにしましょう。

※町では、マジックテープで首輪に巻きつける迷子札入れを無償配布しています。

○成犬の譲渡

- ・ほとんどの飼い犬は飼い主のところに戻りますが、飼い主が見つからない犬は、性格・健康を診断したあと、ボランティアを通じて、里親を探しています。（ボランティアに関心のある人は、東部保健所までご連絡ください）

問合せ／環境衛生課 (979-8112)

三島警察署会計課 (981-0110)

東部保健所衛生業務課 (920-2102)



正確な計量は 私たちの生活の基本です

問合せ／農林商工課 (979-8114)、県計量検定所 (054-278-8311)

私たちの身の回りでは、さまざまな計量器が使用されています。私たちの暮らしが安全で快適であるためには、これらの計量器が正確に作動し、正しく使われていることが重要です。そのために「計量法」で、規制の対象となる計量器を指定するとともに、適正な計量の基準を定めています。

○食料品の内容量と風袋

はかりで量った重さのことを「量目」と言います。計量法では、量目について「正確な計量」に努めるよう義務付けられています。また、商品の入れ物（トレイ、ラップなど）と添え物（わさび、たれなど）を風袋といいますが、商品の量目（内容量）には、風袋は含まれません。

○身近な特定計量器と有効期間

| 特定計量器名 | 有効期間 |
|------------|------|
| ガスメーター | 10年 |
| 水道メーター | 8年 |
| 電気メーター | 10年 |
| タクシメーター | 1年 |
| 自動車等給油メーター | 7年 |

体温計、血圧計などは、計量法で「特定計量器」に定められています。その中には、検定（※）などの有効期間のある特定計量器があります。検定などの有効期間を過ぎたものは使用することができません。

※検定とは製造・修理された特定計量器が法の基準に適合しているかどうかを検査すること

○定期検査を受けましょう

取引、証明に使用するはかりは、県が実施する2年に1回の定期検査を受ける必要があります。対象となるお店は、食料品店、宅配便取扱店、薬局などです。



▲定期検査済合格ステッカー



里親になりませんか

問合せ／子育て支援課 (979-8133)

○里親とは

さまざまな事情により家庭で養育されることが難しい子どもを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって養育する人のことです。

○里親になるには

- ・子どもの養育について理解と熱意を持ち豊かな愛情をもっていること
- ・県が実施する研修を修了すること
- ・経済的に困窮していないこと

○里親の種類

- ・養育里親…家庭に戻れるまで、または自立できるまで子どもを養育する里親
- ・専門里親…虐待を受けた子どもや障害のある子どもを、経験と専門知識を生かして養育する里親
- ・親族里親…子どもの扶養義務者で、親の死亡や行方不明などの事情により養育できなくなった場合に、里親としての認定を受けて養育する里親
- ・養子縁組希望里親…養子縁組によって養親となることを希望する里親

○里親になったら

- ・児童相談所が面会や交流を繰り返したうえで、養育をお願いする子どもを決定します。
- ・子どもの養育をお願いしている間は、定められた養育に必要な経費が公費で支給されます。
- ・子育ての悩みや不安には、児童相談所がご相談に応じます。

申込み・問合せ／福祉課 (979-8133)

県子ども家庭課 (054-221-3760)

東部児童相談所 (920-2085)